

令和5年度 佐世保市人権施策審議会

日 時	令和5年11月17日（金） 18:30～20:10
場 所	佐世保市役所 4階 第1委員会室
出席者	〔審議委員〕 溜委員、出口委員、植木委員、梅田委員、土井委員、藤原委員、裴委員、松崎委員 ※欠席：春日委員 ※委員数 9名のうち半数以上(8名)の出席があるため会議開催可。(条例 24 条) 〔事務局〕 中西部長、坂口課長、松尾係長、川崎主査 〔傍聴者〕 1 名
議 題	1. 令和4年度人権教育・啓発基本計画の実施状況について
資 料	1. 会次第 2. 座席表 3. 委員名簿 4. 佐世保市人権教育・啓発基本計画令和4年度実施状況報告書（事前配布） 5. 佐世保市人権教育・啓発基本計画における人権問題と関係する計画、所管課一覧 6. 各人権問題、課題8～課題12 7. 「佐世保市人権教育・啓発基本計画令和4年度推進状況」に対する人権施策審議会委員からの事前質問 8. 令和5年度長崎県人権教育中央研修会実施要項
内 容	1. 開会 2. 挨拶 事務局挨拶（中西部長） 3. 委嘱状交付 4. 委員自己紹介 5. 会長、副会長の選出 会長、副会長の挨拶 6. 議事 議題（1）佐世保市人権教育・啓発基本計画の実施状況について 第2章 人権問題の現状と施策の方向性 1. 女性に関する問題 【質問票：中学校等への出向きデートDV防止出前授業は、数年間で市内全校で実施するように計画されていますか。または、学校側からの希望制ですか。】 事務局：デートDV防止出前授業につきましては、市内に市立の中学校が、義務教育学校も含め26校、私立、県立を含めますと、29校あり、中学生のうちに最低1回は授業を受けられるように考え、年間の開催目標を9校に設定しております。

実施につきましては、ご希望のあった学校での開催としているところから、まだ実施実績がない学校もございます。

周知につきましては、中学校長会でご案内するなど、先生方への理解増進も考えて働きかけを行っているところです。

【質問票：DV相談（164件）のうち、緊急避難になったケースはありますか。ある場合、その後の解決に向けた対応はできましたか。】

事務局：緊急避難となるケースについては、警察及び佐世保こども・女性・障害者支援センターへ繋いでいます。

【質問票：男性職員の配置はどうなっていますか。相談室の案内カードについて、男性トイレへの設置はしていますか。】

事務局：男性職員の配置についてですが、人権男女共同参画課で設置しております「女性相談室」では、DVなど困難な問題を抱える女性が相談しやすいように女性の相談員を配置しており、男性職員は設置しておりません。

女性相談室でのご相談は、性別を問わずに受付けており、また本市には市民相談室などの相談窓口もございます。現在の所、男性職員のみを設置した相談室は、本市では設置がない状況です。市民相談室においては、男性職員の相談員も設置をしております。

また、相談室の案内カードにつきましては、DVなどの困難な問題を抱えられている方は、性別を問わずいらっしゃることは認識しておりましたが、売春防止法による婦人保護事業として、女性相談室を設置しておりますことから、女性相談室の案内カードにつきましては、まずは女性に対する周知を図るため女子トイレへの設置を行っていたところであり、男子トイレへの設置はできておりません。

なお、長崎県には、男性相談員が設置された男性のための相談窓口がございますので、そちらのご案内カードを男性トイレへ設置したことはございます。

今後につきましては、長崎県の相談室も含め、さらなる周知が図られるよう、カードの設置場所の方についても検討していきたいと考えております。

2. 子どもに関する問題

3. 高齢者に関する問題

4. 障がい者に関する問題

【質問票：相談内容の内訳がわかれば教えてください。（種類別）】

事務局：虐待の相談・届出の件数は、その疑いがあるのではないかとのご相談も含まれている件数となっております。養護者による虐待ではないかとご相談があった件数12件のうち、1件が養護者による身体的・精神的虐待と認められたも

のです。施設従事者による虐待ではないかのご相談があった件数26件のうち、身体的虐待が6件、心理的虐待が2件認められています。

【質問票：施設従事者による虐待が前年の倍になっています。介護者の個人的要因（知識不足、ストレス、モチベーションの低さ）もありますが、施設の勤務形態や職場の人間関係も考えられます。施設への直接指導はありましたか。改善はみられましたか。】

事務局：通報があった事案において、事業所への事実確認調査を行っています。

「虐待あり」と判断した事業所に対しては、文書で指導を行います。文書指導後、改善計画書の作成と提出を求め、その後3か月後と6か月後にモニタリングを行います。計画書通りの適切な取り組みがなされているかつ、虐待の再発がなければ終結としています。

ほとんどの事業所が改善計画書提出後に虐待の再発はなく、終結となっています。虐待が再発した事業所に対しては改善計画書の見直しと再度モニタリングを行います。

5. 同和問題

6. 外国人に関する問題

【質問票：国際理解では、主に英語圏についての内容が多いと思いますが、他の言語、文化についても試みがありますか。今後、試行する予定はありますか。】

事務局：外国語指導助手及び国際理解指導員（外国語指導）については、英語科（外国語科・外国語活動）での活用を前提としており、英語を母語とする人、あるいは英語に堪能な日本人を派遣しています。しかし、授業内容や活動内容において英語圏の文化ばかり扱うということではなく、教科書の題材には、アジア・アフリカ・ヨーロッパなどの様々な国が扱われていますので、児童生徒が英語圏以外の言語や文化に触れる等、国際理解につながる学習機会は設けられています。

また、日本語支援を必要とする児童生徒を対象に派遣している国際理解指導員（日本語指導）は、該当児童生徒の母語を話せる人（もしくは勉強している人）をなるべく派遣するようにし、児童生徒及び教職員の支援を行っています。令和4年度は、英語のほかに、中国語、タガログ語を母語とする児童生徒への派遣を行いました。今後も、現在の取組を続けていく予定です。

7. HIV感染者、ハンセン病患者等に関する問題

第3章 人権教育・啓発の推進

1. あらゆる場における人権教育・啓発

（1）学校等

(2) 家庭、地域社会

8. 原爆被害者に関する問題

9. 犯罪被害者等に関する問題

10. インターネットによる人権侵害に関する問題

11. 北朝鮮当局による拉致問題等

12. その他の人権問題

会 長：ただいま、事務局からご説明がありました内容について、ご質問、ご意見等はございませんでしょうか。

ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いしたいと思います。

委 員：青少年教育センターのところで、不登校の子どもたちに対して、サテライトあすなろ教室、それからメンタルフレンド派遣事業は、とってもいいと思います。若い人が、実際に子どものところに行ってというのが。ただやっぱり、今のこの時代で、もっとネットを活用しての子どもの相談窓口。

例えば、人権の方の活動にしましても、今まではSOSミニレターでやり取りを行っていたものが、実際に今度はパソコン上（SNS）のやり取りになるわけです。そういう方が、やっぱり相談件数も多いと。実際に子どもたちも語りやすいんじゃないかというので、どの辺ぐらいまでかわからないと思うんですけども。

不登校の子どもたちに対する接し方で、そういうIT機器を使った接し方、報告書の27ページに教育センターのことが書いてありますが、どうなんでしょう。進んでいるんでしょうか。そういうネットを活用した相談事業というのは。

事務局：学校教育課の事業になりますので、今この場ですぐのご回答がちょっと私達難しい状況がございます。持ち帰らせていただいて、またご報告できればと思います。

私の方が見聞きしているものとしては、端末、タブレットを全部の小中学生にお配りされているということですので、ネットで繋がるということは不可能ではないのではないかと思います。状況がはっきりわかりませんので、後日ご報告させていただくということによろしいでしょうか。

委 員：不登校の子どもや家から出ない引きこもりの子どもが、どうやってあすなろ教室などに繋がるかというその手段の一つの方法。今おっしゃったようなタブレ

ットなんかを使って、実際に今後もある予定があるのかどうか。そういうことも含めて、調べていただければと思います。よろしくお願いします。

事務局：この場でお答えできず申し訳ございません。後日、皆様にご報告として上げさせていただきますと思います。よろしくお願いいたします。

会 長：他にご意見・ご質問ありませんか。

委 員：今までもいろんなご意見を交わさせてもらった時に、進んでいくものが、ある意味ちょっと期待してない部分があったりとかして。その進め方が遅いのかなと思ったりしていたところが、少しずつでも改善しているのは伺えたので、いろんな関係する場所と連携しながらするというのはすごく難しいんだなっていうのもすごい実感しているところです。

そうは言っても、今までのところを整理しつつも、先に先に進んでいかないといけないのかなとは思っています。私が質問させてもらったDVに関しても、今、芸能人の男性からのDVとか、性的虐待っていうのも話題になっているので。男性にも対応できる女性相談員を設置していますとは言っても、その中で男性が本当に相談ができるのか。実際男性の職員（相談員）を置こうとなった時に、そこに当てはまる男性が、どんなふうに設置されていくのかっていうのは準備が必要だと思います。そういう内容を、いつできるかわからないというよりも、準備の段階から、どんなふうな人を設置していくのかということも含めて準備していってほしいなと。

芸能人の方は、声を上げてでも隠蔽されてきたというところがあるのに声を上げた。上げることがすごく壁があると思うので、その前の段階になってしまっている今の現状は、いいのかなっていうふうに思います。

私が質問させてもらった国際理解の方でも、佐世保市はいろんな国の人たちが、佐世保の港について、そこで、船の中で仕事してる人たちが、いろんな国の人たちが出てきて、交流する機会もやっぱりあるのかなっていうふうに感じていて。佐世保市の食事する場所に行っても、そこには外国人の接客の方がいたりとかっていうのを目の当たりにすると。英語を基本にしているっていうのを子どもたちに見せるだけでなく、もうちょっと積極的に、挨拶の紹介だけではなく、英語を中心にはするんだけど、他の母語を持っている人を、ALTで派遣したり、サポートのスタッフとして派遣したりして接する機会をどんどん増やしていって欲しいなっていうふうに思います。

その国の顔が、肌の色が違う、目の色が違うってだけで、萎縮してしまう子どもたちではなくって。だからなんだっていうふうな、その人たちは見たことあるよ、私見たことあるよというような形で外に進んで出ていけるような子どもたちをどんどん育てていって欲しいなっていうふうに思います。子どもたちが欲しいから準備するではなくって、準備している中でその子たちが育っていく

っていうのを、やって欲しいなっていうふうにすごく思っています。

会 長：この男性職員の配置っていうのは、これとても大きいことじゃないかなと思います。書いてある内容もそうですけども、まずは周知の仕方の部分から、こういうことを一歩一歩進めていかないと先には進まないし、これは平等から言ったら当たり前のことかなという感じもしております。

さっきおっしゃった、なかなか進捗状況がわからない。どこまで進んでるのかわからない一つに、やっぱりパートナーシップもあると思うんですよね。実はこれが3年ぐらい前から、パートナーシップの問題が上がって、私たちはその時に1回話を聞いてると思うんですけど。なかなか進まない。あの時、長崎市がパートナーシップ制度を取り入れて、あの後どこまで長崎県内が進んでるのか、佐世保がどういう状況で進んでるのかっていうのが、やっぱり目に見えてこないっていうのは大きいことかなと思います。そういうところも、目に見える何かというのが欲しいのかなっていう気はしております。いろんな考えもあって難しい部分ではあるんですが、今やるべきこと、一歩ずつ進めていければなと思います。

他に、ご意見・ご質問ありませんか。

委 員：委員3期目となりますが、先ほどおっしゃったパートナーシップ、一番最初に聞いたような覚えがあります。

今、聞きながら、社会福祉協議会には権利擁護があります。それから生活困窮者支援事業もあります。そこでもどうにもならないところが、重層的支援事業というのもあります。介護ですね、障がい者、高齢。障がい者のところから65歳になると、介護保険制度の方に変わりますので、介護の方を受け入れる。

また、保育園とか、児童センターから、助産施設のところもあります。何か全部関わってるなと私思ひながら聞いてました。

今、福祉教育っていうのもやっている状況。ちょっとセクションが違うんですけど、そういうところでは地域福祉とかそういうところで福祉教育っていうのもやっており、やっぱり教育は大事ななと思います。

なぜかという、ジェンダーの問題ですね。

駄目なことではないんです。女の先生同士が手をつないでたって。子どもって正直なんですよ。「ラブラブで抱きついとらした」って、普通に言うんですよ。それが、私たちはちょっと慣れてくると、何か仕事に影響なければ全然問題ないんじゃないぐらいなんですけど。子どもはやっぱり何かラブラブっていうぐらいから何か、中には気持ち悪いおかしいだろうっていうところが入ってくるんですね。保育園生で。それ、やっぱりそういうところが教育かなと思うんですよ。

先程言われた外国人、利用者さんの中には、やっぱり片言の日本語でなかなかコミュニティが取れないと。うちが10ヶ国語しゃべっても会話ができるよう

なツールを利用したりとかして、もちろんグーグルでもそういうのをやりとりできるツールがありますけど。専門的な用語の方になってくるとわからないので、そういう対応ができるようになっていくことでお仕事を探されている方もいらっしゃると思います。DVだけではなくて、ネグレクトも中にはいらっしゃるんで、シェルターを利用してわからないようにということで警察と連携しながら、児童センターとかでもですね。やっぱり、そういうことを確認しながら守りながら、ちゃんとやってるっていう。それはもう、ごく一部のものしか知らない状態でやってますけど。(秘密にすべきことを) わからない人は平気でそういう対応してますって言うてしまうわけですね。人権っていうところに立ってみると言っている事、悪い事とか、そういう事をきちっと伝える。それからきちっと広報するっていいですか。言っていること悪いことっていうよりも、そこに注目されること自体がちょっと違うかなっていう。

障がい者が、障がい者扱いされたくないで障がい者手帳を取りたくないっていう方も、いらっしゃるわけですね。そこを私たちが守ってあげないといけないっていうこと自体がもう違うのか、心のバリアフリーって前ちょっと一応あったんですけど。何かそういうところが偏見に繋がっていったりとか。みんなも一緒に、個々の違いだけというぐらいの感覚になるのが一番いいのかなっていうふうには感じてますが、私自身それを全部が受け入れられるかって言うと、やっぱり何か違和感を感じたりとかする部分を、人間なんで感情もありますし、確かにありますが、それを大人が植え付けたりとか、周りが多数派が正しいみたいな感じにならないようなところで、こういう審議会とかそういうところで共有していくと、そういう考えの人が広がっていくのかなっていうふうに感じますので。こういうところでこうあった内容からこういうところを生かして、うちの職員さんたちが一生懸命やってるところがこういうところに繋がってるんだなっていうことを確認することができましたので、よかったと思います。

会長：なかなか偏見意識、差別意識っていうのは、実はみんな、いやそんな私たちこの場にいていやそんなもん持ってませんって言いながら、実はみんな持っていたりすると思うんですね。

例えば、この前私ども協議会の方で、中学校にLGBTQの講演に行くんですけども。果たしてこれを中学生相手にやっていいかどうかというところから議論になったんですよ。まずは教員じゃないかとか。本当に中学生にここまでやってうまくいくかどうか。今度やるんですが、その結果というのは、いずれまたお知らせする場があればと思うんですが。一人一人が、私たちまず個人個人がバリアフリーをなくすようにするためには、こういう活動の中で広報するっていうことが大事だし、いろんな意見を集約するだけじゃなくて、それを次に発信しなければ何もならないわけですね。

介護施設の件数、虐待件数、職員の虐待件数があって、改善されて再検討して

ってというのがありました。それが一つの事業所の中でだけ、私はやってるような気がするんですね。計画書が提出されて、こっちが見て、返す。よかったかどうか、はい、終わりです。いや、もう1回やりましょうじゃなくて。出てきたものを今度、他の事業所と共有できる情報を、共有できる場をきちっと設けないと、結局はまた他でおんなじことをやるんじゃないかなと。だから、せっかくこういういい会議がたくさんあるので、集約だけじゃなくて、うまい具合に発信していく、それがみんなの理解に繋がるんじゃないかなと思ってます。

委員：高齢者虐待に関しては、長崎県は多分必須で報告事例を報告するようにはなってると思うんですけど。私も授業で、事例集をいろんな県を調べて、きちんとまとめて出している県をピックアップして、学生に事例を学ぶようにしていただいたんですけど。北海道は事例集を読んだら具体性があったので、発信は多分おそらく匿名性を保って発信はされているんだと思います。事業として、おそらく義務づけられているということになっていると思います。でも、きちんとそれが見てわかるようなものを、各都道府県が作ってるかっていうことはちょっと疑問に思ったことはあります。

会長：今後を担う若者からそういう指導をしていただいてるっていうのは本当にありがたいですね。各事業所同士、単独じゃない部分をやっていければと思います。

他に皆様方からのご意見・ご質問はありませんか。

委員：おそらく担当箇所がそれぞれ異なっているので、すぐ答えはできないと思いますが。いろいろなこと、LGBTとかも含めて外国人も含めて、対子どもに対しての教育は、例えば講演会をするとか、いろんな人材を発見するとかあったんですけど。最終的には子どもが、違う、色が違う、ちょっと気持ち悪いっていうふうに思うのは、子どもはもう本能です仕方がないです。

うちの子どもの幼稚園でも、髪がちょっとちらちらして、真っ黒の子がいる。子どもがおかしいって言ってるんですけど、それを聞いたときに、これを聞いた保護者さんがどう反応するのかなっていうことが気になりました。なので難しいかもしれないんですけども、先生はその場を理解させるかもしれないんですけど、うちの幼稚園は22名に1人の先生がついてるので、おそらくこの発言に対してすべては先生方が対応できないんだと思います。となると、結局ご家庭ですね。戻ってその発言をした時にお母さんが一緒にそうねちょっと気持ち悪いねっていうふうに反応するのか。いやそれは違だよ。あなたはこういうことを持ってる、その子は違う色を持っているんだよ。違うじゃなくて、それぞれ特徴があるんだよっていうふうに、どれぐらい理解させるかが重要で、すべての保護者さんがそれを知っているのかなっていうことを思ったときにで

すね。保護者の教育っていうのは結構重要なんじゃないのかなって思って。一方で、子育てしている人たちも忙しいんですけども。意識改革をしないといけないので、そういう事業があればいいなって思いました。

青少年のところで、いじめ等の問題に関して、アウトリーチとしてソーシャルワーカーがすべて回ったっていう報告ありました。でも皆さんこの佐世保市のスクールソーシャルワーカーって常勤か非常勤かわかる方いらっしゃいますか。

会 長：どうでしょうか、ソーシャルワーカーは。

委 員：非常勤。

委 員：市町村によって常勤を置いてるところと非常勤があるけど、佐世保市は非常勤です。

うちの大学はスクールソーシャルワーカーの養成課程がありますけれども。結局、学生さんに勧められない理由は、実際養成はするけれども、市内では就職は難しい。もしくは家庭で主婦をしながらやりなさいっていう指導にも、現実的になっています。

子どもは、いきなり来て、「いじめ、ない？」っていうふうに聞かれても、おそらく子どもは相談しにくい。ここに引っかかった件数、もしかして本当に問題の問題で、先生たちが提供されているものなのかもしれないので。カウンセリングを含めて、置くべきなんじゃないのか。各学校とか、少なくとも何ヶ所は1人ぐらい常勤で、置かないといけないんじゃないのか。それで初めてこういう事業が、成り立つんじゃないのかなと思ってましたので、ぜひ提案をお願いしたいなと思います。

会 長：とても良い意見だと思います。

実際に、私たちも前、子育て応援センターに行ったときも SSW 少ないですもんね。それで上手くやっぱり活用できない、そういう時間帯だけですので、そういう意味では、委員がおっしゃったように常勤にしない限りは、人もみえない。相談もまともに対応できないという形になっていく。ただ、これ市の予算の問題ですけれども、そういうのも含めてこういう意見があるということです。それだけいろんな心の悩みを持ってる子たちが多いということをご理解いただければと思います。

会 長：他に何かございませんでしょうか。

もしご意見がないようでしたら次に議題（2）の意見交換のところで、事務局からの提案で「女性相談室について」ということで提案があるということです。

事務局：～女性相談室の概要について説明～

事務局：皆様から女性相談室へのご意見とかご質問とかございましたら、今回は女性相談員も同席しておりますので、ぜひご意見をいただければと思っております。よろしくお願いいたします。

会 長：皆様の方から何かご質問があれば、女性相談員の方もお見えになっておりますので、何かご質問があれば、いかがでしょうか。
女性相談員の方から何か皆様にお知らせすることはございませんでしょうか。

相談員：～相談員から相談業務の説明～

会 長：女性相談室という名称が男性も行きにくいのかなという気がするんですけども。男性の相談もあるというのを聞いて大変安心しました。
ぜひそういう門戸を開いていきやすいようにしていただけたらと思います。
それでは次に、議題（２）のその他の視察研修について、事務局から説明をお願いいたします。

議題（２）その他 視察研修について

事務局：視察研修について～[長崎県人権教育中央研修会]への参加案内～

会 長：他にご質問ご意見等ございませんか。

委 員：相談窓口のことですけど。市役所で相談をするとか、手続きの方が簡便になることは確かにあるのかなと思うんですけど。市役所に足を運ぶのがどうしても、壁があったりするのかなというの正直思っていて。内容に関してもスピカの方を男女共同参画推進センターということで拠点にするっていうふうな明確なことがあっての設立だったっていうふうに聞いているんです。
拠点として運営をこれからしていくのか、市の方に移ったから、本庁の方に移ったから、その事業自体が縮小していかないのかっていうのは、少し気になるところなので、私もちょっと注目して見ていきたいなというふうに思っているところです。

事務局：現在では連携が取れる、本庁に移したほうが、相談者の方は利用勝手がいいというところになります。
スピカでも土曜日行っていますが、その件数が逆に相談の件数が少ないので、もっと、そこを周知させていきたいと思っております。

会 長：貴重な意見ありがとうございました。ぜひよろしくお願いいたします。
それでは、事務局の方から、今後の事務の流れを説明していただければと思います。

事務局：皆様、本日は貴重なご意見をたくさんいただきまして、本当にありがとうございました。この審議会の議事録につきましては、ホームページで公表することとしております。議事録要旨の確認につきましては、会長へのご一任をいうことで、ご了承いただければと思いますが、いかがでしょうか。

（異議なし）

事務局：ホームページへの掲載に関しましては、議事録作成後に会長にご確認いただいた後に公表させていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

会 長：ご質問・ご意見も出尽くしたようで、皆様のご協力により円滑に議事を終了することができました。このご意見、今後生かされるものと思っております。ありがとうございました。

事務局：溜会長、議事進行お疲れ様でございました。ありがとうございました。
委員の皆様におかれましては、長時間にわたるご審議とご意見交換、本当にありがとうございました。
本日いただいたご意見につきましては、後日またまとめてご報告させていただきます。
それではこれをもちまして、令和5年度佐世保市人権施策審議会を終了させていただきます。大変お疲れ様でございました。ありがとうございました。

8. 閉 会

以 上